

令和5年度 松前町立北伊予中学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月10日改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

「いじめは、どの生徒にも起こり得る」という認識に立ち、

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② 生徒の悩みを真摯に受け止め、生徒の発する信号をあらゆる機会をとらえて鋭敏に検知するよう努める。
- ③ いじめる生徒については、毅然とした態度で粘り強く指導する。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や諸機関との連携・協力を努める。

そのために、いじめ問題解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場から責務を果たし、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応・早期解決に取り組む。

【学校いじめ対策組織】

【校内】

管理職・教務主任・生徒指導主事・
学年主任・養護教諭・特別支援コー
ディネーター・事業関係教員

【家庭地域等】

PTA 本部
学校関係者評価委員
健全育成会議
民生児童委員

【外部専門家】

人権擁護委員・
スクールカウ
ンセラー（S
C）・相談員・
SSW

【関係機関】

伊予警察署
松前町子育て支援センター
総合保健福祉センター
愛媛県総合教育センター

【いじめ防止】

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の生徒指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめ問題を自分たちの問題としてとらえる子どもの自己指導能力の育成に努める。

- 1 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- 2 いじめ問題に関する校内研修を充実し、いじめ問題に関する指導方法などについて教職員間での共通理解を図り、指導力・対応力の向上を図る。
- 3 「義農精神」を根幹にした人権教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にす指導に努める。
- 4 道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。
- 5 学級経営において、互いの良さを認め支え合い、助け合える支持的風土・仲間づくりの推進を図る。
- 6 生徒会活動において、生徒が主体的に考える機会を設け、いじめ問題の防止・解決に取り組む。
- 7 家庭や PTA、地域の関係団体等とともにいじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- 8 いじめ問題に対する学校いじめ防止基本方針や保護者の責任等を明らかにし、学校だより等で啓発することで保護者や地域の理解を図る。
- 9 SNSをはじめとしたネット上のいじめ問題への早期発見・対応に努め、家庭と連携し適切な対策を図る。

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 総会・学級 PTA の開催（いじめ問題に対する認識や対応についての周知） ・生徒の悩みを汲み取る教育相談の機会を設ける。（SC・相談員・SSWとの連携） ・明るい学校生活を送るためのアンケートの実施（月1回） ・青少年健全育成会議・学校関係者評価委員会・PTA 理事会・民生児童委員連絡協議会の開催
二 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の悩みを汲み取る教育相談の機会を設ける。 ・明るい学校生活を送るためのアンケートの実施（月1回） ・青少年健全育成協議会での情報収集や情報共有による対応 ・人権・同和教育巡回学習講座への教職員の参加・人権・同和教育参観日（授業及び集会活動） ・えひめいじめSTOP！デイ
三 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の悩みを汲み取る教育相談の機会を設ける。 ・明るい学校生活を送るためのアンケートの実施（月1回） ・青少年健全育成会議・学校関係者評価委員会・PTA 理事会の開催

【早期発見】

- 1 生徒の変化に気付いた場合、職員会議や生徒指導部会を活用し、常に情報を共有・蓄積・保管する。
- 2 毎月、明るい学校生活を送るためのアンケートを実施し、きめ細やかな実態把握に努める。
- 3 定期・不定期の教育相談を実施し、生徒の悩みを積極的に受け止めることができる体制を整備する。
- 4 日記指導を行い、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- 5 学校以外の相談窓口（いじめ相談ダイヤル、少年サポートセンター等）の存在を掲示物等で周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- 1 いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受けとめる。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりをもち、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- 2 教職員がいじめ問題を察知した際は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該委員会が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- 3 いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- 4 いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含む）を立てるほか、警察等との連携を含めた毅然とした対応を行う。
- 5 アンケート調査等を毎月1回実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- 6 いじめの「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせる教育活動を進める。集団に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。
- 7 教職員研修や保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設けることでネットいじめの未然防止に努める。ネット上の不適切な書き込み等については、伊予警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置を取り、被害の拡大を防止する。
- 8 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、生徒の生命・身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに伊予警察署に相談し援助を求める。
- 9 学校は、いじめの重大事態であると判断した場合、上記1～8の対応をするとともに直ちに教育委員会に報告の上、校内に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、再発防止に努める。
- 10 より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。PTA や地域の関係団体と学校関係者が協議し、地域ぐるみの取組を推進することで、いじめのない温かな社会を築く。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。○ 子どもの様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。○ けがや金品などの被害にあつたら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。○ わが子が「いじめる側」にならないよう、話し合う機会を持ちましょう。
地域に求めること	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けましょう。○ いじめやしてはならない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。○ 子どもたちを地域の各種行事に積極的に参加させましょう。○ 子どもたちは、「北伊予の宝」です。地域ぐるみで見守り育てましょう。